

刈谷市放課後児童クラブ 土曜日及び祝日の開設について（ご案内）

土曜日及び祝日につきましては、下記のとおり、各中学校区に1か所、計6つの拠点クラブにおいて開設しております。

記

1 土曜日及び祝日の拠点開設クラブ

中学校区	開設施設（クラブ）
富士松	富士松東児童クラブ
雁が音	かりがね児童クラブ
刈谷東	小高原児童クラブ
刈谷南	住吉児童クラブ
依佐美	小垣江児童クラブ
朝 日	朝日児童クラブ

（注）利用者が少ないことが見込まれるゴールデンウィークやお盆期間では一部のクラブを開設しない場合があります。

2 拠点クラブの利用

- （1）保護者等が、土曜・祝日に労働等により家庭にいない方がご利用いただけます。
- （2）基本的には、お住いの中学校区に対応した拠点クラブを利用していただくこととします。ただし、保護者が就労等の都合で他の中学校区の拠点施設の利用を希望する場合には、相談に応じ、柔軟に対応いたします。
- （3）一度、利用を選択（登録）したクラブについては、当該年度中は、原則、変更できないことといたします。（入会日前日までは利用希望クラブの変更を受け付けます。）

3 土曜日の開設に係る特記事項

土曜日に授業参観等の学校行事が行われる場合は、平日と同様、在籍する小学校の放課後児童クラブをご利用ください。

【土曜日及び祝日利用登録の方法】

・別紙「拠点クラブ(土曜日及び祝日)利用登録申請書」を、入会申請書とともに平日利用する児童クラブへ提出してください。（年度途中での、別途の申請も受け付けます。）

※利用登録申請書の提出後に、転職や人事異動等により、緊急連絡先等が変更になる場合は、平日利用しているクラブへ変更届を提出してください。